



歩きスマホは、 キケンです。



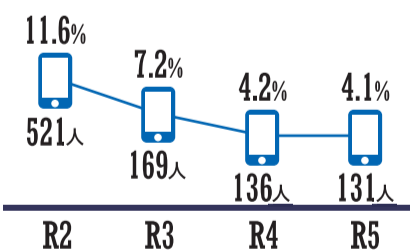
問
市役所
道路安全対策課
交通安全・自転車対策係
Tel 046-260-5118
Fax 046-260-5474

調査結果

各年1月に各1日ずつ、小田急線中央林間駅南口改札西側、小田急・相鉄大和駅東側プロムナードで歩きスマホをしている人の人数と割合を調べました。

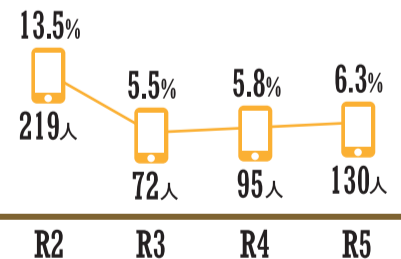
中央林間駅 金曜日 7~8時・16~17時
大和駅 土曜日 10~11時・14~15時

中央林間駅



中央林間駅、大和駅
周辺で歩きスマホを
していた人数・割合

大和駅



市の取組

歩きスマホの防止に関する条例

令和2年7月に、市内の道路、駅前広場、公園などの公共の場所(室内等を除く)での歩きスマホを禁止する条例を施行。公共の場所でスマホの画面を見る時は、通行の妨げにならない場所で立ち止まってください。

鉄道各社との連携協定締結

令和2年10月、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)、東急電鉄(株)と「歩きスマホ防止連携協定」を締結。市内各駅構内で、歩きスマホ防止のポスターを掲示したり、条例の周知を図る啓発放送を実施したりしています。

交通安全巡視員の声かけ活動

中央林間駅と大和駅周辺で、歩きスマホをしている人に対して、交通安全巡視員が声かけをする活動を展開。歩きスマホを減らすために、地道な取り組みを、今後も継続的に実施していきます。



市民相談窓口・電話など

組織名の記載がないものは市役所担当課。曜日の記載がないものは毎週月～金曜日。予は予約制(当日予約はできません)。

新型コロナウイルス総合相談窓口	☎261-8009
市民一般相談	☎260-5104
※下記の専門相談の実施日時などはお問い合わせください。	
法律相談予、司法書士登記・法律相談予、税務相談予、行政書士相談予、公証相談予、成年後見専門相談予、不動産相談予、住宅相談予、マンション管理相談予、行政相談、中高層建築物紛争相談、法律専門家に引き継ぐ多重債務相談	
消費生活センター(消費生活相談)	☎260-5120
人権相談(差別、嫌がらせなど) (毎月第2・4木曜日13:30~16:00)	☎260-5175
やまとSOGI派遣相談予 (性的指向や性自認など)	☎260-5164
創業・経営何でも相談会予 (経営・新規分野への進出、創業など。原則毎月第1火曜日)	☎260-5135
ヤングキャリアカウンセリング(毎月第4火曜日) 仕事の困った何でも相談(奇数月第2土曜日)	☎260-5135
知的財産相談(原則毎月第4木曜日)	☎260-5135
中小企業下請け斡旋相談(毎月第3火曜日)大和商工会議所	☎263-9112
高齢福祉相談	☎260-5611
認知症灯台(認知症に関する相談)	☎260-5641
高齢者の職業相談 ※ハローワーク大和専門援助部門	☎260-8609 部門コード:42#
こころの健康相談(保健師が対応)	☎260-5667
保健福祉センター障がい福祉課、市役所1階に 手話通訳者を配置(市役所は毎週月曜日)	☎260-5665 FAX 264-0123


障がい者相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」

障がい者自立支援センター	毎週月～土曜日	☎265-5198
サポートセンター花音		☎268-9914
相談支援センター松風園		☎272-0040
※就労相談は、障害者自立支援センターへ。		
子育て何でも相談・応援センター		☎260-5675
こどもの発達相談(未就学児対象)予		☎260-5673
ひとり親家庭などの相談(メール相談あり)		☎260-5608
育児相談		
各市立保育園	緑野☎274-4769、若葉☎261-3603 草柳☎264-1919、福田☎267-0995	
大和市子育て支援センター		☎267-9995
シリウス3階屋内こども広場		☎259-7592
中央林間東急スクエア3階大和市子育て支援施設		☎259-6094
公私連携型子育て支援施設「こどもの城」		☎260-1055
特別支援学級などの就学相談		☎273-8351
大和市民自殺防止相談電話		☎260-5674
配偶者などからの暴力に関する相談		☎260-5638
自立相談窓口 (経済的な困りごとや就労支援の相談)		☎200-6177
こもりびと支援窓口(ひきこもりに関する相談)		☎260-5625
私のこころ相談電話		☎260-5040
親と子の相談電話		☎261-7830
不登校相談電話		☎260-5034
いじめ110番フリーダイヤル (メール相談あり)		☎0120-874-255

3¹世帯
万円

住民税非課税世帯等に

価格高騰重点支援給付金を支給

対象者	申請
① 令和5年6月1日時点で大和市に住民票があり、世帯全員の令和5年度住民税が非課税の世帯	順次、関係書類を送付します(申請などが必要な場合があります。書類を必ずご確認ください)。
② 令和5年1月以降、予期せず家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる世帯	申請書入手し、必要書類を添えて郵送で申請してください(10月31日(火)消印有効)。 ※申請書は市役所1階市民課、保健福祉センター、市社会福祉協議会、各分室・連絡所などで配布。市ホームページからダウンロードも。  市ホームページ

大和市価格高騰重点支援給付金
コールセンター

046-259-6255

月～金曜日(祝日を除く)
8:30～17:00



健康都市
大学

8月の四季学祭



四季学祭
ホームページ

日時 8月1日(火) 10:00~14:30

次回は、11月7日(火)開催予定

会場 シリウス6階生涯学習センター

おひとりでも、仲間とも、
気軽にご参加ください。

メニュー

子どもも楽しむ

- 射的、鉄道模型を楽しむ
- 工作、子ども防火衣試着
- 剣道、トランポリン体験
- アート作品の鑑賞 など

その他のイベント

- 書、お箏、氣功体験
- 麻雀、囲碁の教室
- フレイル健康チェック
- 終活写真撮影 など

【問】シリウス内図書・学び交流課 健康都市大学係 ☎046-259-6917 FAX 046-263-6680

あなたのお宅は安全ですか？

大地震への備えを

ブロック塀等の撤去費用を補助

大地震の発生時にブロック塀等が倒壊すると、人の命にかかわる事態にもなり得ます。市の補助制度も活用して、撤去や改善のご検討をお願いします。

- STEP 1
- STEP 2
- STEP 3
- STEP 4

自己点検

ブロック塀等の高さのほか、傾きやひび割れの有無などを確認する安全性チェックシート(補助金交付申請書裏面)を使って、申請者が自己点検をします。

補助金の交付申請

撤去・改善工事^{*}の図面や見積書など、必要書類を添えて、市に補助金交付申請書を提出します。
※市内施工業者による工事が対象となります。

塀の撤去・改善工事を実施

補助金交付決定通知後、補助申請の内容のとおり、ブロック塀等の撤去・改善工事を実施します。

補助金の交付

工事が完了したら、完了実績報告書を市に提出。内容が確認された後、補助金請求書を提出すると1か月程度で補助金が交付されます。

対象者

道路に面した、市内にあるブロック塀等の所有者または管理者

対象経費

- ①ブロック塀等の撤去工事費用
- ②撤去に併せてフェンス等を設置する費用

補助金

上限30万円

補助制度の詳細や、使用する様式などは、こちら。



【問】市役所建築指導課 建築安全係
 ☎046-260-5427 FAX 046-264-6105

家具転倒防止器具 無料で出張取り付け

阪神・淡路大震災では、「家屋の倒壊、家具類等の転倒による圧迫死」が死因の9割を占めていました。

家具類の転倒による被害を最小限に抑えるため、寝室や居間のたんすなどにL字型の器具を取り付けます。ぜひご利用ください。

詳しくは、こちらを
 ごらんください。



支援内容

1戸当たり2か所まで。市内の工務店がボランティアで出張(転倒防止器具は市が支給)して取り付けます。

対象

自分で器具を取り付けることが困難な、65歳以上の人のみの世帯や障がいがある人のみの世帯など。

申し込み

申請書を市役所建築指導課へ。
※2か所を超える分や、取り付けが困難な場合は実費負担があります。

【問】市役所建築指導課 建築指導係 ☎046-260-5425 FAX 046-264-6105